

平成30年（行ウ）第126号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国（処分行政庁 警察庁長官）

準備書面（3）

令和元年9月3日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

被告指定代理人	志	水	崇	通
	高	橋	相	憲
	渡	邊	準	一
	横	井	健	志
	鈴	木		理
	渡	邊		圭

第1	本件文書の各項目の各記載欄の記載内容及び不開示情報該当性について	—5
1	本件文書の性質，本件不開示部分に記録されている情報の性質及び内容並びに不開示情報該当性について	5
(1)	「名称」欄	9
ア	不開示部分に記録されている情報の内容	9
イ	情報公開法5条3号及び4号の不開示情報該当性	9
ウ	小括	11
(2)	「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄	11
ア	不開示部分に記録されている情報の内容	11
イ	情報公開法5条3号及び4号の不開示情報該当性	11
ウ	小括	12
(3)	「利用の目的」欄	12
ア	不開示部分に記録されている情報の内容	12
イ	情報公開法5条3号及び4号の不開示情報該当性	13
ウ	小括	14
(4)	「記録される項目」欄	14
ア	不開示部分に記録されている情報の内容	14
イ	情報公開法5条3号及び4号の不開示情報該当性	14
ウ	小括	15
(5)	「本人として記録される個人の範囲」欄	15
ア	不開示部分に記録されている情報の内容	15
イ	情報公開法5条3号及び4号の不開示情報該当性	16
ウ	小括	16
(6)	「記録される個人情報の収集方法」欄	17
ア	不開示部分に記録されている情報の内容	17
イ	情報公開法5条3号及び4号の不開示情報該当性	17

ウ 小括	18
(7) 「記録される個人情報の経常的提供先」欄	19
ア 不開示部分に記録されている情報の内容	19
イ 情報公開法5条3号及び4号の不開示情報該当性	19
ウ 小括	20
(8) 「保有開始の年月日」欄	20
ア 不開示部分に記録されている情報の内容	20
イ 情報公開法5条3号及び4号の不開示情報該当性	20
ウ 小括	22
(9) 「保存場所」欄	22
ア 不開示部分に記録されている情報の内容	22
イ 情報公開法5条3号及び4号の不開示情報該当性	22
ウ 小括	23
(10) 「備考」欄	23
ア 不開示部分に記録されている情報の内容	23
イ 情報公開法5条3号及び4号の不開示情報該当性	24
ウ 小括	25
3 我が国及び警察が保有する情報に対する脅威について	25
第2 原告第3準備書面に対する反論について（本件決定が違法であるとする原告の主張は理由がないこと）	27
1 被告の主張立証が不十分であるとする原告の主張は理由がないこと	27
(1) 原告の主張	27
(2) 被告の反論	27
2 別件開示請求等に関する原告の主張は理由がないこと	28
(1) 原告の主張	28
(2) 被告の反論	28

被告は、本準備書面において、①本件文書（本件開示請求に係る対象文書である保有個人情報管理簿）の各項目の各記載欄について、どのような情報が記載されているか、また、それらを開示するとどのような不利益を生じるかについて述べるとともに（後記第1）、②原告の2019年（令和元年）5月31日付け第3準備書面（以下「原告第3準備書面」という。）に対し、必要と認める限度で反論する（後記第2）。

なお、略称等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による（参考として本準備書面末尾に略語表を添付する。）。

第1 本件文書の各項目の各記載欄の記載内容及び不開示情報該当性について

1 本件文書の性質、本件不開示部分に記録されている情報の性質及び内容並びに不開示情報該当性について

(1) 答弁書第9の1（29及び30ページ）等で述べたとおり、本件文書（本件開示請求に係る対象文書である保有個人情報管理簿）は、警察庁における個人情報等の管理に関する訓令（平成17年3月25日警察庁訓令第2号。平成30年1月30日付けの一部改正により現在の名称に変更）等の規定に基づき、いずれも、「名称」、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」、「利用の目的」、「記録される項目」、「本人として記録される個人の範囲」、「記録される個人情報の収集方法」、「記録される個人情報の経常的提供先」、「保有開始の年月日」、「保存場所」及び「備考」の各項目欄及び各項目の各記載欄から構成されており、警察庁の各課において、当該課の保有する個人情報ファイルごとに作成し、保管しているものであり、また、公にされることを前提に作成、保管されているものではない。

本件不開示部分には、「国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル」及び「犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作

成し、又は取得する個人情報ファイル」の内容に関する情報が記載されており、具体的には、警察庁が、国の安全等や犯罪の捜査等のために、どのような個人情報を、どの部署において、どのような利用の目的で、どのような項目・範囲・方法で、いつから、どのようにして収集・保有し、どこに保存し、どこに提供しているかなどが記載されている。

- (2) そして、答弁書第9の2及び5（30ないし34ページ）等で述べたとおり、警察庁長官において、個人情報保護法10条2項1号又は2号に該当するいかなる個人情報ファイル簿を作成するかについての判断は、治安情勢や犯罪情勢等を反映し、警察の捜査手法や情報関心に基づいて行われるものである。本件不開示部分は、国の安全等に係るもの等極めて秘匿性が高く、総務大臣への事前通知及びこれに基づく同大臣の確認にそぐわない個人情報ファイルに記録されている情報であり、そもそも、国の内部機関である総務大臣への事前通知が適用除外されている性質の情報であり、また、公にされることを前提に作成、保管されている性質の情報でもない。

警察庁の国の安全等や犯罪捜査等に係る業務を担当する所属における国の安全等や犯罪捜査等に関する保有個人情報管理簿の数、種類、記載内容等は不変ではなく、国内外の治安情勢、犯罪情勢等によって変化するものであり、行政機関が保有する通常の行政文書とはその性質を大きく異にするものである。

そのような本件文書に記録されている本件不開示部分を公にすると、本来的に秘密とされる警察の情報収集の手法及び活動、犯罪捜査の手法及び活動、警察活動の実態等を把握することが可能となってしまう、また、今後の警察の情報収集の手法及び活動、犯罪捜査の手法及び活動、警察活動の実態等を推し量ることも可能となってしまうばかりか、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が、警察の情報収集の手法及び活動、犯罪捜査の手法及び活動、警察活動の実態等を把握し、身分の偽装、犯罪手口

の変更又は警察活動への妨害等の対抗措置を講じたり，当該個人情報の保存場所たる警察関連施設への不法行為を敢行することを容易ならしめてしまうなど，国の安全が害されるおそれ，犯罪の予防，鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

また，本件開示請求は，別件開示請求とは異なり，警察庁が保有する国の安全や犯罪捜査に関する個人情報ファイルに係る保有個人情報管理簿の全ての開示を求めるものであるから，各項目の各記載欄の一部でも公にすると，将来的に本件開示請求又は別件開示請求と同様の開示請求が繰り返されるなどした場合，警察庁の国の安全等や犯罪捜査等に係る業務を担当する所属における国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルの増減を経時的ないし経年的に把握することが可能となり，そのことから警察の情報収集・犯罪捜査等の諸活動を推知させ，ひいては，警察活動の実態等を把握又は推察されることにもつながりかねない上，開示請求時点における治安情勢や国際情勢等，公表されている他の情報と照合することにより，いつ，どの部署が，どのような個人情報について保有を開始し，又は保有しないこととしたかなどが特定され，これにより，国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が，警察が特定の情報を入手したか否かなどを把握又は推察し，それに基づく対抗措置を講じることを容易ならしめてしまうなど，国の安全が害されるおそれ，犯罪の予防，鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

これらのおそれがあることは，本件文書の性質や，その不開示部分に記録されている情報の性質及び内容から，明らかである。また，これまで繰り返して述べてきたとおり，情報公開法においては，開示請求者の意図がいかなるものであったとしても，一旦開示された情報は，どのような経路でいかなる者の手に渡るとも限らず，行政文書が開示された場合にどのような支障が生じるか，開示請求者という具体的特定人との関係ではなく，不特定かつ多数

の者との関係で検討せざるを得ないものであるから、行政機関の長としては、不開示情報について、それが一般に公開された場合に生じる支障につき、あらゆる角度からの事態を想定して、検討を加えることは当然のことである。しかも、本件文書について言えば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が現に存在し、各種攻撃、不法行為、情報収集等を敢行しているという実体が存するのであり（乙第12号証ないし乙第15号証）、このような者等が、複数年にわたって様々な警察に関連する情報を継続的に収集、蓄積したり、施設に侵入して捜査書類を窃取したりしていることからすれば（乙第16号証の1ないし乙第20号証）、警察庁が、国の安全等や犯罪の捜査等のために、どのような個人情報を、どの部署において、どのような利用の目的で、どのような項目・範囲・方法で、いつから、どのようにして収集・保有し、どこに保存し、どこに提供しているかという本件不開示部分に記載されている情報は、これらの者等にとっては、強い関心を有し、照合・分析等が試みられやすい性質のものであることなどの事情も踏まえれば、上記のおそれはより一層否定できない。

更に言えば、被告の平成31年4月1日付け準備書面(2)（以下「被告準備書面(2)」という。）第4の3(2)イ（26ないし28ページ）で述べたとおり、開示請求時点における治安情勢や国際情勢等に加え、上記反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が保有する情報等といった「他の情報」との照合の点（モザイク・アプローチ。宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説〔第7版〕72ないし76ページ）も併せ鑑みれば、上記のおそれがより一層否定できないことは明らかである。この点に関し、最高裁判所平成19年5月29日第三小法廷判決（裁判集民事224号463ページ）は、滋賀県警察本部が支出した捜査費等に係る領収書について、滋賀県情報公開条例所定の不開示情報に当たるとしてされた不開示決定の取消しが求められた事案において、「事件関係者等において、本件領収書の記載の内容やその筆跡等を手掛

かりとして、内情等を捜査機関に提供し得る立場にある者に関する知識や犯罪捜査等に関して知り得る情報等を総合することにより、本件領収書の作成者を特定することが容易になる可能性も否定することができない。」と判示している。

したがって、警察庁長官が上記のおそれがあると判断したことが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは到底いえない。

(3) 以上のとおり、当該文書の性質や、その不開示部分に記載されている情報の性質及び内容を考慮すれば、本件決定が適法であることは明らかである。

そして、本件文書の各項目の各記載欄の記載内容を個別にみても、上記のおそれは否定できない。

2 本件文書の各項目の各記載欄の記載内容及び不開示情報該当性について

(1) 「名称」欄

ア 不開示部分に記載されている情報の内容

「名称」欄には、警察が、犯罪捜査のため、どのような種類の個人情報を収集しているのかが分かる情報が記載されており、名称に特定の事件、犯罪名が付されているものや、対象者が記載されているものもある。

また、「名称」欄の情報から、どの所属及び係が当該保有個人情報管理簿に係る個人情報ファイルを保有・管理しているかも容易に推測することができ、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄の情報も明らかとなる。さらに、「名称」欄の情報と国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することにより、当該個人情報ファイルの保有開始時期までも容易に推測することができ、「保有開始の年月日」欄の情報も明らかとなる。

イ 情報公開法 5 条 3 号及び 4 号の不開示情報該当性

「名称」欄の情報を公にすることにより、「名称」そのものから、警察の情報収集の手法及び活動、犯罪捜査の手法及び活動、並びにこれらの着眼点、関心事等が判明し、又は推認されることとなる。また、特定の所属が

保有している保有個人情報管理簿の件数が明らかになるとともに、警察がどのような種類の個人情報を収集していないかということも明らかとなる。その結果、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪を企図する者等が情報を収集されることをおそれて警戒し、身分の偽装、犯罪手口の変更、警察活動への妨害等、犯罪行為の潜在化、巧妙化等各種の対抗措置を講ずることを容易ならしめることが可能となる。さらに、当該情報を警察に提供している情報提供者との信頼関係にも影響を与え、この情報が公になることを前提に提供することとなれば、情報提供者において、情報提供することを躊躇したり、あるいは拒否されるなど、今後の警察の情報収集活動及び捜査活動の支障となるおそれがある。

例えば、仮に、警察が特定の反社会的勢力について個人情報ファイルを収集してこれを保有管理し、「名称」欄に当該反社会的勢力の名称が記載されている場合、かかる「名称」欄の情報が公になることにより、特定の反社会的勢力に関する個人情報ファイルは収集しているが、これ以外の反社会的勢力に関する個人情報ファイルは収集していないことが明らかとなり、その結果、犯罪捜査等への支障が生じ、また、情報収集・保有管理していないことが判明すると、国の安全を脅かす反社会的勢力の活動が活発になったり、国際テロ等が誘発されたりするなど、国の安全も害されるおそれがある。

また、「名称」欄から、当該個人情報ファイルを保有管理している、警察庁の国の安全等や犯罪捜査等に係る業務を担当する所属が判明し、国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルの増減を経時的ないし経年的に把握することが可能となり、そのことから警察の情報収集、犯罪捜査等の諸活動を推知させ、ひいては、警察活動の実態等を把握又は推察されることにもつながりかねない。

ウ 小括

以上のとおり、「名称」欄の情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、警察庁長官が情報公開法5条3号又は同条4号に該当すると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(2) 「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄

ア 不開示部分に記載されている情報の内容

「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄には、特定の局、部、課、係の名称が記載されており、特定の係の所掌事務、業務内容が推測できる名称が付されている。特定の係の名称については、警察庁組織令（昭和29年6月30日政令第180号）等でも公にされていない情報であり、国内外の治安情勢に伴って展開される秘匿性や特命性が極めて高い犯罪捜査等を担う係等の名称が付されているものもあり、その名称から本来的に秘匿性が要求される当該係の業務内容も容易に推測でき、明らかとなる。

イ 情報公開法5条3号及び4号の不開示情報該当性

「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄の情報を公にすることにより、「名称」欄等、他の項目の情報が明らかにされていなくとも、警察が当該所掌事務に関する個人情報収集し、保有・管理していることが容易に推測される。特に、特定の課・係がどのような情報収集活動、犯罪捜査活動を行い、どのような内容の個人情報ファイルを保有しているのか、また、秘匿性や特命性の高い係等がどのような犯罪捜査活動等を行い、どのような内容の個人情報ファイルを保有しているのかということが推認でき、警察がいかなることに関心を持って各種の警察活動をしているのかが判明し、又は推認されることとなる。その結果、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪を企図する者等が情報を収集されることをおそれて警戒し、身分の偽装、犯罪手口の変更、警察活動への妨害等、犯罪行為の潜

在化、巧妙化等各種の対抗措置を講ずることを容易ならしめることが可能となるなど、今後の警察の情報収集活動及び捜査活動の支障となるおそれがある。

また、所掌事務の変更等により、利用に供される事務をつかさどる係が変更された場合、所掌事務の変更時期（警察庁組織令等の改正時期）と「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄を照合することにより、「名称」欄等、他の項目が明らかにされていなくとも、警察が当該所掌事務に関する個人情報を保有していることが推測できるため、同様に犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、所属における国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルの増減を経時的ないし経年的に把握することが可能となり、そのことから警察の情報収集・犯罪捜査等の諸活動を推知させ、ひいては、警察活動の実態等を把握又は推察されることにもつながりかねない。

ウ 小括

以上のとおり、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄の情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、警察庁長官が情報公開法5条3号又は同条4号に該当すると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(3) 「利用の目的」欄

ア 不開示部分に記載されている情報の内容

「利用の目的」欄には、警察が個人情報をどのような目的・理由で収集しているかが記載されている。また、別件開示文書（甲第12号証の1ないし18）に記載されている記述とは異なる内容が記載されているものがある。すなわち、特定事件等の犯罪捜査における情報の利用方法、分析方

法等のほか、特定の個人情報について警察がどのような目的・理由で収集・管理しているかなど、公にすることができない内容が記載されているものもあり、「利用の目的」欄の情報が公になると、「名称」欄及び「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄の情報も容易に推測することができ、明らかとなる。

イ 情報公開法 5 条 3 号及び 4 号の不開示情報該当性

「利用の目的」欄の情報を公にすることにより、特定事件の検挙・解決のために、警察が捜査し、収集した個人情報やその内容が推測できることとなる。また、警察がどのような情報収集活動、犯罪捜査活動を行っているかということが把握又は推測できれば、犯罪捜査活動における警察の着眼点はどこにあるのか、いかなることに関心を持って警察活動を行っているのかが判明し、又は推認されることとなる。

例えば、仮に、「利用の目的」として、「特定の種類の事件で検挙された被疑者の氏名、住所を把握し、同種事犯発生時の捜査活動に活用する。」と記載されていれば、犯人が異名を使用したり、同種事犯で検挙されたことのない者らに犯罪を次々に敢行させる一方で、自らには一切の捜査が及ばないよう、偽装、潜在等の証拠隠滅を図るなどといった警察の犯罪捜査を困難にする対抗措置を取るおそれがある。

したがって、「利用の目的」が明らかになることにより、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪を企図する者等が情報を収集されることをおそれて警戒し、身分の偽装、犯罪手口の変更、警察活動への妨害等、犯罪行為の潜在化、巧妙化等各種の対抗措置を講ずることを容易ならしめることが可能となるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等へ支障を及ぼすおそれがある。

さらに、当該情報を警察に提供している情報提供者との信頼関係にも影響を与え、この情報が公になることを前提に提供することとなれば、情報

提供者において、情報提供することを躊躇したり、あるいは拒否されるなど、今後の警察の情報収集活動及び捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 小括

以上のとおり、「利用の目的」欄の情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、警察庁長官が情報公開法5条3号又は同条4号に該当すると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(4) 「記録される項目」欄

ア 不開示部分に記録されている情報の内容

「記録される項目」欄には、保有個人情報管理簿の種類、特性等に応じて警察がどのような種類、件数の個人情報を収集しているかが詳細に記載されている。これらの情報には、特定の類型の事件を認知した場合の初動捜査の手法、着眼点、被疑者の割り出しなど、本来的に秘密とされるべき犯罪捜査の手法等が分かる情報が記録されているものもある。

イ 情報公開法5条3号及び4号の不開示情報該当性

「記録される項目」欄の情報を公にすることにより、警察がどのような情報を把握しているのかが分かる一方で、当然のことながら裏を返せば、どのような情報を把握していないのかについても明らかとなり、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が、警察が自身や所属する勢力の情報を把握していることが分かれば、身分の偽装等の対抗措置を講じたり、他の警察が把握していない者や勢力を介して犯罪活動を敢行したりすることを容易ならしめることが可能となり、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

また、特定の類型の事件を認知した場合の事件捜査や被疑者の割り出し

などに活用されている情報に関しては、この情報を基に事件を捜査し、被疑者の特定を行っていることが明らかになれば、警察の犯罪捜査の手法及び活動、着眼点及び関心事が判明し、又は推認されることとなる。その結果、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪を企図する者等が自らの身に警察の捜査が及ぶことをおそれて警戒し、身分の偽装、犯罪手口の変更、警察活動への妨害等、犯罪行為の潜在化、巧妙化等各種の対抗措置を講ずることを容易ならしめることが可能となる。

例えば、「記録される項目」の中に特定の項目についての記載がない場合には、その項目については、警察が情報収集を行っていないことが容易に把握できるので、犯罪を敢行しようとする者が、警察が収集していない個人情報を利用して、警察に情報を把握されていない者を利用して犯罪を敢行させるなどして、自らには一切の捜査が及ばないように、偽装、潜在等の証拠隠滅を図るなどといった警察の犯罪捜査を困難にする対抗措置を取るおそれがある。

ウ 小括

以上のとおり、「記録される項目」欄の情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、警察庁長官が情報公開法5条3号又は同条4号に該当すると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(5) 「本人として記録される個人の範囲」欄

ア 不開示部分に記載されている情報の内容

「本人として記録される個人の範囲」欄には、警察がどのような個人情報を収集しているかが容易に把握又は推認できる情報が記載されている。特定事件に関する被疑者・手配者に関する情報はもとより、特定事件に関して警察が事件捜査等をするに当たって、必要な情報を警察に提供してい

る警察組織以外の情報提供元となる機関，団体等の収集範囲が記載されているものもある。したがって，「本人として記録される個人の範囲」欄を公にすることにより，「記録される個人情報の収集方法」欄の情報も容易に推測することができる。

イ 情報公開法 5 条 3 号及び 4 号の不開示情報該当性

「本人として記録される個人の範囲」欄の情報を公にすることにより，警察がどのような種類の個人情報を収集しているのかが把握でき，警察の情報収集の手法及び活動，犯罪捜査の手法及び活動，並びにこれらの着眼点，関心事等が判明し，又は推認されることとなる。

例えば，特定の類型や地域の事件で検挙された被疑者等の情報を収集しているということが明らかとなれば，その結果，国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者が，犯罪を企図するに際して，警察に既に情報が収集されていることをおそれて警戒し，別の種類の犯罪や別の地域での犯罪の敢行，身分の偽装，犯罪手口の変更，警察活動への妨害等，犯罪行為の潜在化，巧妙化等各種の対抗措置を講ずることを容易ならしめることが可能となり，国の安全が害されるおそれ，犯罪の予防，鎮圧又は捜査その他の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

また，例えば，警察が特定種類の事件に関し，特定の機関，団体等からもたらされた範囲内で個人情報を収集しているということが明らかになれば，当該情報を警察に提供している情報提供者との信頼関係にも影響を与え，情報提供者において，情報提供することを躊躇したり，あるいは拒否されるなど，今後の犯罪の予防，鎮圧又は捜査等へ支障を及ぼすおそれがある。

ウ 小括

以上のとおり，「本人として記録される個人の範囲」欄の情報を公にすることにより，国の安全が害されるおそれ，犯罪の予防，鎮圧又は捜査その

他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、警察庁長官が情報公開法5条3号又は同条4号に該当すると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(6) 「記録される個人情報の収集方法」欄

ア 不開示部分に記録されている情報の内容

「記録される個人情報の収集方法」欄には、どこから、また、どのような手段、方法により、個人情報を収集しているのかが記載されている。具体的には、別件開示文書（甲第12号証の1ないし18）において記載されている「都道府県警察」という記載のみならず、特定の機関、団体はもとより、我が国以外の捜査機関等から情報提供を受けているものもあり、これら特定の機関、団体、我が国以外の捜査機関等に関する記載がされているものもある。また、保有個人情報管理簿の内容によって、個人情報の収集先が「都道府県警察」のみであることさえも公にすることができない性質の情報もある。さらに、収集方法として、特定の捜査員による情報収集、特定のシステムを活用した情報収集等の捜査手法に関する情報等が記載されているものもある。

加えて、「記録される個人情報の収集方法」欄の情報を公にすることにより、「本人として記録される個人の範囲」欄の情報も容易に推測することができる。

イ 情報公開法5条3号及び4号の不開示情報該当性

「記録される個人情報の収集方法」欄の情報を公にすることにより、警察がどのような機関、団体等から情報を収集しているのか、それと同時に、どのような機関、団体等からは情報を収集していないのかが明らかとなり、また、どのような手段、方法によりその情報を収集しているのかが把握できることとなる。

さらに、「本人として記録される個人の範囲」欄とともに公となれば、警

察が、いかなる機関、団体から、どれくらいの範囲内で、どのような種類の個人情報を収集しているのかを容易に把握できるとともに、収集できない個人情報の範囲をも把握できることになる。その結果、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪を企図する者等が情報を収集されることをおそれて警戒し、身分の偽装、犯罪手口の変更、警察活動への妨害等、犯罪行為の潜在化、巧妙化等各種の対抗措置を講ずることを容易ならしめることが可能となる。

例えば、特定の事犯について、都道府県警察からの報告のみに基づいて情報を収集し、捜査していることが明らかになった場合、犯罪行為を企図する者等において、警察以外の他の捜査機関等で把握されている情報について、警察は把握できていないことが容易に推測できることから、かかる者等による犯罪の計画、敢行を容易ならしめるおそれがある。

さらに、当該情報を警察に提供している機関、団体等の情報提供者との信頼関係にも影響を与え、警察に情報提供していることが公になることを前提に提供することとなれば、情報提供者において、報復措置を敢行されることなどをおそれて、情報提供することを躊躇したり、あるいは情報提供を拒否されるなど、警察と情報提供先との協力関係及び信頼関係が損なわれ、今後の警察の情報収集活動、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等へ支障を及ぼすおそれがあると認められ、情報内容によって、その影響は、我が国内だけにとどまらず、国際問題にまで発展するおそれもある。

ウ 小括

以上のとおり、「記録される個人情報の収集方法」欄の情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、警察庁長官が情報公開法5条3号又は同条4号に該当すると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(7) 「記録される個人情報の経常的提供先」欄

ア 不開示部分に記録されている情報の内容

「記録される個人情報の経常的提供先」欄には、警察が収集した個人情報を経常的に提供している特定の機関名が記載されている。

個人情報の経常的提供先は、別件開示文書（甲第12号証の1ないし18）において記載されている「都道府県警察」という記載のみならず、公にすることのできない特定の機関、団体はもとより、我が国以外の捜査機関等に対して情報提供を行っている場合もあり、これら特定の機関、団体、我が国以外の捜査機関等に関する記載がされているものもある。また、保有個人情報管理簿の内容によって、個人情報の経常的提供先が都道府県警察のみであることすら公にすることができない性質の情報もある。

さらに、「記録される個人情報の経常的提供先」を公にすることにより、「記録される個人情報の収集方法」欄の情報も容易に推測することができる。

イ 情報公開法5条3号及び4号の不開示情報該当性

「記録される個人情報の経常的提供先」欄の情報を公にすることにより、「利用の目的」欄、「記録される項目」欄等、他の項目欄の情報から明らかとなった情報とあいまって判明した情報提供の対象となっている個人又は団体等が、警察からの情報提供を受けている機関や団体等に対して報復措置を敢行するおそれがあり、ひいては、情報提供を拒否されるなど、警察と情報提供先との協力関係及び信頼関係が損なわれるおそれがある。

さらに、警察が入手した個人情報を経常的に提供している相手方が分かれば、提供していない相手方も容易に推測でき、警察内部又は外部の機関、団体等との連携状況が明らかになり、これを踏まえて、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪を企図する者等が、身分の偽装、犯罪手口の変更、警察活動への妨害等、犯罪行為の潜在化、巧妙化等各種の対抗措置を

講ずることを容易ならしめることが可能となり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等へ支障を及ぼすおそれがある。

例えば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等において、警察が通常連携していると予想される金融機関等に対し、犯罪行為の敢行を思いとどまっていたところ、実際には警察から、かかる機関等には情報提供を行っていないことが公になった場合、これを奇貨として連携体制、捜査体制を見抜かれ、当該金融機関等に対して銀行犯罪等の犯罪を敢行されるおそれがある。

ウ 小括

以上のとおり、「記録される個人情報の経常的提供先」欄の情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、警察庁長官が情報公開法5条3号又は同条4号に該当すると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(8) 「保有開始の年月日」欄

ア 不開示部分に記録されている情報の内容

「保有開始の年月日」欄には、当該保有個人情報管理簿により管理されている個人情報ファイルを、いつから保有することとしたか、その年月日が記載されている。また、保有期限や保有態様が記載されているものもある。

特定の時代に発生した顕著な特定の事件、犯罪、対象者等が存するため、「保有開始の年月日」欄の情報と他の情報とを照合することにより、当該個人情報ファイルの名称に関する内容を容易に推測することができ、「名称」欄の情報も明らかとなる。

イ 情報公開法5条3号及び4号の不開示情報該当性

「保有開始の年月日」欄の情報を公にすることにより、それ自体で、警

察が、いつから情報収集活動及び捜査活動を開始したかが判明し、これにより、警察が、かかる情報に関心を持ち始めた時期が判明し、又は推認され、犯罪捜査等に伴い記録、収集する情報の時間的範囲が明らかになるとともに、記録、収集していない情報の時間的範囲をも明らかになることになる。すなわち、警察が当該情報をいつから保有し始めたかということが分かれば、裏を返せばいつより前の情報であれば、警察は保有していないかということも明らかとなる。

また、かかる情報がその他の項目欄の情報と合わせて公となった場合、既に公となっている規則、訓令、通達等の作成年月日や内容等と照合するなどの方法により保有個人情報管理簿の内容が推認され、特定されることとなる。

このように、「保有開始の年月日」欄の情報が公になると、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪を企図する者等が、警察がどのような情報収集活動を行い、どのような犯罪捜査活動を行っているか、着眼点はどこにあるのかということ把握し、又は推認され、警察がいかなることに関心を持って警察活動を行っているのかが判明し、又は推認されることとなる。

さらに、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪を企図する者等が情報を収集されることをおそれて警戒し、身分の偽装、犯罪手口の変更、警察活動への妨害等、犯罪行為の潜在化、巧妙化等各種の対抗措置を講ずることを容易ならしめることが可能となるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等へ支障を及ぼすおそれがある。

例えば、ある組織犯罪を企図する犯罪団体ないしこれに所属する者が、警察が当該情報の保有を開始した年月日を把握することにより、その当時に自身らが特定の顕著な犯罪を起こしているなどしており、時期の対比から、警察に情報を把握されていることを察知した場合、警察に情報を把握

されていない者らを利用し、かかる者等に犯罪を敢行させる一方で、自らには一切の捜査が及ばないように、偽装、潜在等の証拠隠滅を図るなど、警察の犯罪捜査を困難にする対抗措置を取るおそれがある。

ウ 小括

以上のとおり、「保有開始の年月日」欄の情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、警察庁長官が情報公開法5条3号又は同条4号に該当すると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(9) 「保存場所」欄

ア 不開示部分に記録されている情報の内容

「保存場所」欄には、個人情報ファイルを保管、管理している場所が記載されており、保有個人情報管理簿の種類、性質に応じて、一般に公にされていない秘匿されている場所、あるいは特定の所属等が記載されている。

また、「保存場所」欄の情報を公にすることにより、保管場所の記載内容から、当該個人情報ファイルは電磁的記録なのか、紙媒体なのかといった保管形態も明らかになり、さらに、特定の所属等が記載されているものについては、その所属等の記載から、「名称」欄及び「利用に供される事務をつかさどる系の名称」欄の情報も容易に推測し、又は把握することができることとなる。

イ 情報公開法5条3号及び4号の不開示情報該当性

「保存場所」が判明すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等において、当該保存場所に保管・管理されている個人情報ファイルの破壊あるいは窃取等を目的として、同所への攻撃や不正侵入を試みるなど、各種の不法行為を敢行するおそれがあり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

る。

例えば、本件決定に係る保有個人情報管理簿の「保存場所」欄が公となり、その結果、特定の保存場所に個人情報の大部分が集約され、保存・管理されていることが明らかとなった場合、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪を企図する者等が、警察が保有する情報を入手するため、当該「保存場所」への不法行為を集中的に行うおそれがある。

また、「保存場所」欄の情報を公にすることにより、特定の所属等の記載が明らかとなり、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄及び「利用の目的」欄の情報も容易に推認されることとなれば、特定の係がどのような情報収集活動、犯罪捜査活動を行っているのか、ということまでもが推認され、ひいては、警察がいかなることに関心を持って、各種の警察活動をしているのかについても判明し、又は推認されることとなる。

その結果、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪を企図する者等が情報を収集されることをおそれて警戒し、身分の偽装、犯罪手口の変更、警察活動への妨害等、犯罪行為の潜在化、巧妙化等各種の対抗措置を講ずることを容易ならしめることが可能となる。

ウ 小括

以上のとおり、「保存場所」欄の情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、警察庁長官が情報公開法5条3号又は同条4号に該当すると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(10) 「備考」欄

ア 不開示部分に記録されている情報の内容

「備考」欄には、取り扱う権限を有する者の範囲、電気通信を利用して伝達する場合における注意事項、取り扱うことができる場所、保存すべき

場所のほか、取り扱う上での留意事項、削除の要件、関係する法令、規則、訓令、通達等の名称、その他参考事項等、詳細な情報が記載されているものもある。

「備考」欄の不開示部分は、別件開示文書（甲第12号証の1ないし18）に記載されている記述のみにとどまらず、保有個人情報管理簿に記載されている各項目の記載内容の種類、性質等に応じて、これまで種々述べたような公にすることができない情報が多数記載されており、「備考」欄の不開示部分を公にすることにより、「名称」欄を始めとする各項目欄の記載内容も容易に推測することができる情報が記載されているものもある。

イ 情報公開法5条3号及び4号の不開示情報該当性

「備考」欄の情報を公にすることにより、警察がどのような情報収集活動、犯罪捜査活動を行っているか、着眼点がどこにあるのかということなどが推認されるおそれがある。

その上で、警察がいかなることに関心を持って活動しているのかが判明し、又は推認されることになり、その結果、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪を企図する者等が自らの身に警察の捜査が及ぶことをおそれて警戒し、身分の偽装、犯罪手口の変更、警察活動への妨害等、犯罪行為の潜在化、巧妙化等各種の対抗措置を講ずることを容易ならしめることが可能となる。

また、削除の要件が公となれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等において、本当は当該要件を満たしていないにもかかわらず、これを満たしているかのように偽装して警察の情報収集活動及び捜査活動を攪乱することも可能となる。

さらに、当該情報が開示されるとなれば、当該情報を警察に提供している情報提供者との信頼関係にも影響を与え、この情報が公になることを前提に提供することとなれば、情報提供者において、情報提供することを躊躇

躊したり、あるいは拒否されるなど、今後の警察の情報収集活動及び捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。

例えば、特定の保有個人情報管理簿に「個人情報ファイルに掲載後、特定の間同種事案を起こさなかった場合、記録を抹消する。」という削除の要件、削除するまでの期間等に関する記載があった場合、同種犯罪を企図する者等はその間の犯行を控え、警察の情報が抹消された時点で再び犯罪を敢行するおそれがある。

ウ 小括

以上のとおり、「備考」欄の情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、警察庁長官が情報公開法5条3号又は同条4号に該当すると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

3 我が国及び警察が保有する情報に対する脅威について

前記1及び2で述べたとおり、本件文書の性質や、本件不開示部分に記録されている情報の性質及び内容から、情報公開法5条3号及び4号所定のおそれがあることは明らかである。

なお、上記のおそれの有無の判断に関する事実関係について、被告は、本件文書の性質や、本件不開示部分に記録されている情報の性質及び内容に加え、被告準備書面(2)第4の3(2)イ(26ないし28ページ)において、我が国及び警察の警備情勢、情報攻撃に関する情勢及びその対策状況等について述べたところであるが、この点に関し、以下のとおり、更に主張する。

- (1) 情報公開法に定める開示請求権制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有して

いるかどうかなどの個別的事情によって、当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」29ページ）

- (2) また、情報公開法は個人情報保護法とは異なり、開示請求時に身分確認をしないことから、国の安全を脅かす反社会的勢力の構成員や犯罪行為を企図する者等が、窓口において自ら開示請求を行ったり、郵送による開示請求を行うことが可能であり、あるいは知人等に開示請求を依頼するなどのなりすましによる開示請求も可能となる。

現に開示請求やこの不備に伴う補正、開示の実施に伴う手続等の一連の文書のやり取りにおいても、作成者が同一人であるにもかかわらず、明らかに筆跡が異なっているケースも散見されるが、これが確認されたり、正されたりすることもない。

- (3) さらに、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が現に存在し、各種攻撃、不法行為、情報収集等を敢行していること（乙第12号証ないし乙第15号証）などを踏まえれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等において、将来的に本件開示請求又は別件開示請求と同様の開示請求が繰り返される可能性がないとは到底いえない。

この点に関し、乙第16号証の1ないし乙第19号証のとおり、現に国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等は、複数年にわたって様々な警察に関連する各種の情報を継続的に収集、蓄積している実態が現にある。また、乙第20号証のとおり、これらの者等が施設に侵入し、書類を窃取している事件も現に発生している。

このような事実関係の下においては、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪を企図する者等が、警察がいかなることに関心を持って活動しているのかなどを把握し、自ら犯罪行為を敢行することを少しでも容易にするた

めに、情報公開制度を悪用して開示請求を行い、警察が保有する情報を入手し、これを踏まえた上で、犯罪手口の変更、警察活動への妨害等、犯罪行為の潜在化、巧妙化等各種の対抗措置を講ずる可能性は十分にあり得ることであり、警察情報は常に脅威にさらされていると言っても過言ではない。

(4) 以上のような事実関係を踏まえれば、警察庁長官が情報公開法5条3号又は同条4号に該当すると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは到底いえない。

第2 原告第3準備書面に対する反論について（本件決定が違法であるとする原告の主張は理由がないこと）

1 被告の主張立証が不十分であるとする原告の主張は理由がないこと

(1) 原告の主張

原告は、三宅弘氏の意見書（甲第21号証）に基づき、被告の主張立証が不十分であり、本件決定は違法であると主張する（原告第3準備書面第4・9ページ）。

(2) 被告の反論

しかしながら、答弁書第6及び第7（18ないし27ページ）、被告準備書面(1)第2の2（15ないし20ページ）及び同第3の2（20ないし22ページ）等で述べたとおり、そもそも情報公開法5条3号及び同条4号の主張立証責任が被告にあるとはいえないから、原告の前記アの主張は、前提を誤るものであり、失当である。

また、これまで繰り返し述べてきたとおり、被告は、本件文書の性質や、本件不開示部分に記録されている情報の内容について、可能な限り具体的に示した上で、情報公開法5条3号又は同条4号所定のおそれがあると述べているところであるし、本件文書に関する情勢や事情等の事実関係についても、可能な限り具体的に示しているのであって、これらを踏まえれば、上記のお

それがあることは明らかであり、警察庁長官が上記のおそれがあると判断したことについて、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは到底いえない。

2 別件開示請求等に関する原告の主張は理由がないこと

(1) 原告の主張

原告は、別件開示請求に対して別件開示決定が行われたことや、答弁書において、別件開示請求及び別件開示決定について主張していなかったところ、被告準備書面(1)において、この点について主張したことなどをもって、被告の主張は場当たりのためであり、おそれを予測する基となった資料の選択、評価ないし予測の手續が適正になされていないと主張する(原告第3準備書面第4の2(2)・8及び9ページ)。

(2) 被告の反論

しかしながら、本件決定と別件開示決定は、請求の対象を異にし、対象文書を公にすることによる国の安全が害されるおそれ等も異にするものであるから、別件開示決定の判断をもって、本件決定の判断が社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えているといえないことは、被告準備書面(1)第4の3(24ないし32ページ)で述べたとおりであるし、本件文書の各項目の各記載欄の記載内容を一部でも公にした場合の支障についても、既に答弁書第9の5(2)(34ページ)で述べていたところであり、原告の前記主張は理由がない(この点については、被告準備書面(2)第4の2(2)ア・20ないし22ページでも反論したところである。)

第3 結語

以上のとおり、本件決定は適法であり、原告の請求に理由がないことは明らかであるから、原告の請求は速やかに棄却されるべきである。

以 上